

和水町総合グラウンドが完成しました

問 社会教育課 社会体育係 ☎ 0968・34・3047

3月、和水町総合グラウンドが完成しました。

第1グラウンド、第2グラウンドおよび第3グラウンドがある県内有数の広さを誇る多目的なグラウンドです。

第1グラウンドには、野球場、400m陸上トラック、1周750mのジョギングコースがあります。

4月3日、オープニングセレモニーとイベントを行い、施設の供用を開始します。

運動・スポーツの振興と健康増進のためにぜひご利用ください（外周のジョギングコースは無料で使用できます）。



この施設の第1グラウンドの舗装は、スポーツ振興くじを受けて整備されたものです。



社会体育施設の使用料の改正

4月1日から、社会体育施設の使用料は、右表のとおりとなります。

施設に係る経費は、利用者が負担する使用料と町民の皆さんからの税金などで賄われています。

使用料は、利用する人が応分の負担をするものです。

利用者の皆さんのご理解をお願いします。

利用の際は、事前に申請が必要です。必ず申請書の提出をお願いします。なお、各種減免基準がありますので、申請時にご確認ください。

施設使用料

施 設 名	1 時間当たり (円)	
	町内者	町外者
総合グラウンド (全体)	600	1,500
総合グラウンド第1 (野球)	200	500
総合グラウンド第1 (トラック)	200	500
総合グラウンド第2	200	500
総合グラウンド第3	100	250
三加和グラウンド	200	500
春富グラウンド	100	250
多目的広場	100	250

照明設備使用料

区 分	1 時間当たり (円)	
	町内者	町外者
4 基使用	1,000	2,000
6 基使用	1,500	3,000

特定農業用ため池・防災重点農業用ため池の指定

問 農林振興課 耕地係 ☎0968・34・3111

和水町には119面（カ所）の農業用ため池があります。

そのうちの32面（カ所）が、令和2年12月25日に、熊本県知事から、特定農業用ため池および防災重点農業用ため池として指定されました。

これは、平成30年7月豪雨による全国的なため池の決壊などによる被害を踏まえて、国が新たな基準を設定し、この基準に該当するものを「農業用ため池の管理および保全に関する法律（令和元年7月1日施行）」と「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）」の規定に基づき、県知事が指定するものです。

今回の指定により、堤体の掘削・竹木の植栽など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行う際には、県知事の許可が必要となります。

また、今後、県で防災工事などの必要性を図る調査が行われる予定であり、調査の結果、防災工事などが必要と判断された場合には、補助事業（受益者負担有り）を優先的に活用できることとなります。

なお、この32面（カ所）については、令和3年度に緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、避難場所や避難経路などを記載したハザードマップを関係集落ごとに作成し、関係者への配布を予定しています。

指定ため池一覧

ため池名称	所在地	ため池名称	所在地
中池ノ平ため池	江田	丸山ため池	板楠
堤下ため池	原口	悪田上ため池	板楠
堤上ため池	原口	平葉山ため池	板楠
堤ヶ浦2ため池	大屋	柴中ため池	板楠
飛松ため池	焼米	郷田ため池	板楠
大谷ため池	山十町	桑の迫ため池	野田
笹原ため池	中十町	棕ノ木ため池	大田黒
門ノ本ため池	中十町	乙丸ため池	大田黒
前田ため池（上流）	中十町	長田ため池	津田
前田ため池	中十町	三浦ため池	岩
大桑迫ため池	上坂楠	小永浦ため池	東吉地
浦部ため池	上坂楠	小路ため池	東吉地
榎木谷ため池	上坂楠	尾林ため池	西吉地
片峯大堤ため池	上坂楠	福田ため池	西吉地
向棚ため池	板楠	西蓮寺ため池	上和仁
丸田ため池	板楠	水源ため池	上和仁